

Case : 298

エレベーターのドアレールの際間にキャスターがはまり込み転倒しそうになる

場面の説明

施設内での車いす単独移動の許可が出ていたので、エレベーターを利用していたが、入り口付近で方向転換をしようとしてキャスターが挟まってしまった



利用シーン	 移動
主な利用場所	 エレベーター
介護保険の種目	 車いす
分類コード (CCTA95)	122106 (後輪駆動式車いす)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

車いす等での一人での移動を許可する場合は、単に基本操作の可否だけで判断するのではなく、段差や溝など住環境の危険も理解して安全に移動できる操作技能の修得が必要条件になります。また、ドアレールの際間などの環境的に危険な場所に関しては注意喚起を促すような表示も考えましょう。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

- 人：車いすの操作に不慣れであった
- 人：ドアの際間があることに気が付かなかった
- 人：ドアが閉まってしまうようで慌てていた
- モノ：キャスターが細く、はまりやすいサイズであった
- 環境：回転できそうな広さがあった

日付：	所属：	氏名：
-----	-----	-----

Case : 298

エレベーターのドアレールの隙間にキャスターがはまり込み転倒しそうになる

事例詳細



回答前に見ないこと

場面の説明

施設内での車いす単独移動の許可が出ていたので、エレベーターを利用していましたが、入り口付近で方向転換をしようとしてキャスターが挟まってしまった



どのような要因が考えられますか？	どのような対策が必要でしょうか？
人（本人・介護者・関係者）の要因	
モノ（福祉用具）の要因	
環境の要因	
管理の要因	

メモ